

松山市一般廃棄物収集運搬業（特定家庭用機器一般廃棄物の積替え又は保管を含む。）

の許可及び業務の執行に関する基準

（目的）

第1条 この基準は、松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成7年規則第10号。以下「条例施行規則」という。）及び本市が定める一般廃棄物処理計画に基づき、特定家庭用機器一般廃棄物の積替え又は保管を事業の範囲に含む一般廃棄物収集運搬業の許可及び業務の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 特定家庭用機器一般廃棄物 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第50条第1項に規定するものをいう。
- (2) 一般廃棄物収集運搬業 法第7条第1項に規定する業をいう。
- (3) 申請者 積替え又は保管を含む一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者をいう。
- (4) 許可業者 積替え又は保管を含む一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者をいう。

（許可申請）

第3条 条例施行規則第12条第1項第2号に規定する市長が別に定める書類、図面及び写真とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 次の事項を記載した書類
 - ア 設備の概要
 - イ 作業時間
 - ウ 保管面積
 - エ 保管容量
- (2) 積替え保管施設の付近見取り図
- (3) 積替え保管施設の構造を明らかにした平面図、立面図、断面図及び設計計算書
- (4) 積替え保管施設の配置を明らかにした事業場の平面図
- (5) 積替え保管施設内において保管を行う位置を記載した書類
- (6) 積替え保管施設の写真（正面及び側面）
- (7) 事業予定地の使用権原を証する書類

(8) その他市長が必要と認める書類

(許可基準)

第4条 市長は、条例施行規則第13条第1項第4号に基づき、次のいずれにも該当する場合は、積替え又は保管を含む一般廃棄物収集運搬業の許可をするものとする。

(1) 申請者が、本市において、法第7条第1項の許可を取得し、1年以上当該許可に基づく事業を行っていること。

(2) 申請者が個人の場合は、本市に住所を有すること。

(3) 松山市一般廃棄物適正処理指導要綱を遵守し、積替え保管施設が積替え保管施設及び処理施設の立地に関する基準に適合していること。

(4) 特定家庭用機器一般廃棄物は、松山市一般廃棄物適正処理計画に規定する指定引取場所へ運搬すること。

(5) 特定家庭用機器一般廃棄物を受け取ってから7日以内に運搬すること。

(6) 積替え保管施設について、次の基準を満たすこと。

ア 屋内において積替え保管できること。

イ 施錠できること。

(7) 保管について、次の基準を満たすこと。

ア 特定家庭用機器一般廃棄物に家電リサイクル券が貼付されていること。

イ 産業廃棄物の積替え保管施設である場合は、一般廃棄物と産業廃棄物を区別して保管すること。

ウ その他市長が必要と認める基準を満たすこと。

(許可業者の責務)

第5条 許可業者は、条例施行規則第16条第1項第4号に基づき、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 許可業者は、特定家庭用機器一般廃棄物に家電リサイクル券が貼付されていない場合は、当該特定家庭用機器一般廃棄物を受け取らないこと。

(2) 許可業者は、積替え保管場所の施錠を行い、適切に管理すること。

(3) 許可業者は、次の事項を記載した帳簿を備え付けること。

ア 受入年月日、受入先、特定家庭用機器一般廃棄物の種類及び受入量

イ 指定引取場所それぞれに運搬した運搬年月日及び特定家庭用機器一般廃棄物の種類ごとの量

(4) 許可業者は、一般廃棄物の処理に関し、周辺住民等との紛争の回避に努めるとともに、紛争が発生した場合は、責任を持ってその速やかな解決に努めること。

(5) 許可業者は、事業に供する積替え保管施設の維持管理の状況を記録し、利害関係を有する者の求めに応じ閲覧させること。

(報告)

第6条 許可業者は、条例施行規則第17条第2項に基づき、次の事項について、当月分の事業の実施状況を翌月15日までに市長に報告しなければならない。

(1) 特定家庭用機器一般廃棄物の種類ごとの受入量

(2) 指定引取場所それぞれに運搬した特定家庭用機器一般廃棄物の種類ごとの量

付 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

この基準は、平成23年4月1日から施行する。